○上尾伊奈資源循環組合事務局設置条例

令和５年４月１日条例第３号

上尾伊奈資源循環組合事務局設置条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１５８条第１項の規定により、管理者の直近下位の内部組織として、上尾伊奈資源循環組合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　事務局は、管理者の権限に属する全ての事務を所掌する。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。